

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 規約

第1章 総則

第1条 この会は、日本全国のアスベスト疾患(中皮腫、肺がん、石綿肺、石綿胸膜炎・良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚など)の患者及び家族を正会員とし、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を名称とする。略称として、アスベスト患者と家族の会、を用いる。

第2条 この会の事務局は、東京都江東区亀戸7丁目10番1号におく。

第3条 この会は、アスベスト疾患の方の

- (1)本人及び家族の交流、
- (2)医療相談、
- (3)労災申請・石綿新法などのご相談と支援
- (4)その他の福祉厚生、を目的とする。

上記の目的を達成するために、この会は特定の宗教・政党及び営利的活動とは無関係とし、会員のプライベートを守秘する。

第2章 会員

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1)正会員 アスベスト疾患(中皮腫、肺がん、石綿肺、石綿胸膜炎・良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚など)の、患者及び家族の方
- (2)賛助会員 本会の目的に賛同する方
- (3)名誉会員 本会に功労があった者または総会で推薦された方

第5条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、全国事務局会議の承認を得なければならない。

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める所により会費を納入しなければならない。

第7条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1)会員自ら退会を申し出たとき。
- (2)会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3)会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4)その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

その際はその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第8条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

第9条 この会に、次の役員・事務局員・会計監査を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)事務局担当役員 | 若干名 |
| (4)支部世話人 | 若干名 |
| (5)事務局長 | 1名 |
| (6)事務局員 | 若干名 |
| (7)会計 | 2名 |
| (8)会計監査 | 2名 |

会長は、正会員より選任し、会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
事務局担当役員は、会のHP、会報、通信、会計等を担当する。
支部世話人は、地域支部の運営にあたる。
役員及び会計監査は、総会において正会員のうちから選任する。
役員及び会計監査は、相互に兼ねる事はできない。

第10条 会長は、全国事務局会議を招集し、会務の執行を決定する。
全国事務局会議及び事務局長・事務局員は、常時会務を処置する。
会計は、会の経理を司る。
会計監査は、この会の経理を監査する。

第11条 役員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

第12条 会は総会で、相談役を選任することができる。

相談役は、会務に関し全国事務局会議の諮問に応じ、意見を述べる事ができる。

第13条 この会の事務を処理するために、事務局長および若干名の事務局員を置く。

第14条 全国事務局会議は、専門委員や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び 全国事務局会議及び 役員会

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他この会の運営に関し重要な事項を議決する。

第17条 臨時総会は、役員会及び全国事務局会議が必要と認めたとき又は正会員の3分の1以上若しくは会計監査から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第18条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

総会の議事は、出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。総会の議長は出席正会員の中から選任する。

第19条 総会に出席することのできない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長の他、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第21条 全国事務局会議は、会長、副会長、必要な全国事務局担当役員及び事務局長・事務局員等をもって構成し、毎月1回開催する。

第22条 全国事務局会議は、総会の議決した事項の執行に関する事、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項、について執行する。

第23条 役員会は、役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開

催する。役員会は最低年1回、総会前後に開催する。役員会は、支部世話人の交流、役員の研修、全国事務局会議の補佐提言を行う。

第24条 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時と場所を示して、開会の日の5日前までに文章でもって通知しなければならない。

第25条 全国事務局会議及び役員会の議長は、会長または副会長が行う。

第26条 全国事務局会議及び役員会は、役員・事務局の3分の2の出席がなければ開会する事ができない。

第27条 第18条の規定は、全国事務局会議及び役員会の議事に援用する。全国事務局会議及び役員会は会長が招集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 支部

第28条 地域で支部の設立を希望する会員は、正会員5名以上の同意を得て、支部結成申込書を事務局に提出し、全国事務局会議の承認を得なければならない。支部には、若干名の支部世話人をおく。支部世話人は、役員を兼ねる。

第6章 会計

第29条 この会の会費は、正会員会費・年間一口6000円、賛助会員会費・年間一口6000円、寄付金、及びその他の収入によってまかなう。

第30条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し2004年度に限り、2003年12月19日から、2005年3月31日とする。

第31条 本会の活動方針及び収支予算書類は、毎年事業年度ごとに全国事務局会議が作成し、会計監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

第32条 この規約の変更は、総会の議を経なければならない。

第33条 本会の解散は総会の議決に基づいて、総会において正会員の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 雑則

第34条 会の運営に関する細則は、別途世話人会で定める。

第35条 この規約は、2003年12月19日より実施する。

第36条 この規約は、2005年6月12日に、第29条を変更した。

第37条 この規約は、2005年11月9日に、第9・15・16・21・25・27・32条を変更した。

第38条 この規約は、2006年6月18日に、第3・5・9・10・11・12・13・14・17・21・22・23・24・25・26・27・28・30条を変更した。

第39条 この規約は、2007年6月16日に、第9・10・13・21条を変更した。

第40条 この規約は、2007年12月9日に、第1・3・4・9条を変更した。

第41条 この規約は、2008年6月21日に、第1条を変更した。

第42条 この規約は、2012年7月1日に、第9・13・31条を変更した。